

船荷証券等に関する実態調査結果の分析【暫定版】

1. 船荷証券利用割合等

(1) 各社が運送人として荷主に発送している下記書類のおおよその利用割合の最高値、最低値及び平均値等

(単位：約●割)

	船会社（約20箇所）			フォワーダー（約20社）		
	最高	最低	平均	最高	最低	平均
B/L （記名式+無記名式・指図式）	10	2	8	4	0	1
サレンダー B/L	7	0	1	9	0	2.5
紙媒体の海上運送状	4.5	0	0.5	7	0	1.5
電子的な海上運送状	3.5	0	0.4	9	0	5

※船会社とフォワーダーの間で船荷証券の利用状況に差が生じた理由としては、不定期船においては船荷証券、定期船・コンテナ船においては海上運送状の利用が多く、船会社のアンケート対象が不定期船部門が中心だったこと、フォワーダーのアンケート対象がコンテナ船の利用が多かったこと等が考えられる。

(2) Bolero等のサービスを利用した規約型の「電子式船荷証券」の利用状況等

	船会社（約20箇所）	フォワーダー（約20社）
Bolero等のサービスを利用した規約型の「電子式船荷証券」について、荷主からの発行依頼の有無等	<ul style="list-style-type: none"> ・（期間限定せず）荷主から発行依頼を受けたことがある旨の回答は、全体の約半分。 ・直近約1年間において、実際に、Bolero等のサービスを利用した規約型の「電子式船荷証券」を発行した旨の回答は、全体の約4分の1程度（発行件数については、30件/年、10件/年、月に数件等）。 	<ul style="list-style-type: none"> （期間限定せず）荷主から発行依頼を受けたことがある旨の回答は、0件。

注：船会社については、子会社・事業部門別等延べ約20箇所からの回答

2. 船荷証券等を利用する背景事情等に関する回答例

各業種ごとの全体回答数に対して下記各回答数の占めるおおよその割合

(単位：約●割)

	船会社	商社	銀行	損害保険会社
紙媒体の船荷証券を利用する理由として明示されていた回答の例				
荷主等関係者からの要望・契約上の要請	6	2	0	0
L/C取引の際に必要な	2	9	3	10
船荷証券の機能（引渡証券性、指図証券性、担保的利用等）が必要	0.5	3	6	5
取引先の国によっては税関で船荷証券の提出が求められる	1	2	0	0
船荷証券を使うことが慣習になっている	3	3	3	0
船荷証券を用いても特段の不具合がない	0	1	3	0
電子書類に未対応の関係者がいる	0.5	1	3	5
船荷証券を選ばざるを得ない (法整備、インフラ整備、認知度等の複合的理由)	0.5	1	6	5
Bolero等のサービスを利用した規約型の「電子式船荷証券」を利用しない理由として明示されていた回答の例				
法整備がなされておらず、トラブルになった際苦慮することが想定される	0	3	3	5
利用できる場面が限定的 (関係者全員が全員プラットフォームに加入必要、プラットフォーム間の互換性がない等)	0	1	6	5
関係者（社内含む）におけるインフラや認知度の不足	0.5	2	0	0
関係者からの利用要請がない	0	2	0	0
Bolero等のサービスを利用した規約型の「電子式船荷証券」の需要に関する回答の例				
中国や韓国等近隣諸国等との取引における船荷証券の遅着問題対応のため電子化の要請がある	0	0	3	5
船荷証券の未着・紛失のリスク回避のため要望はある	2	1	0	0
社内の事務効率の観点から、電子化の要望は増加している	0	1	3	0
D X 推進の潮流から、顧客の関心は高まっている	0	0	3	0

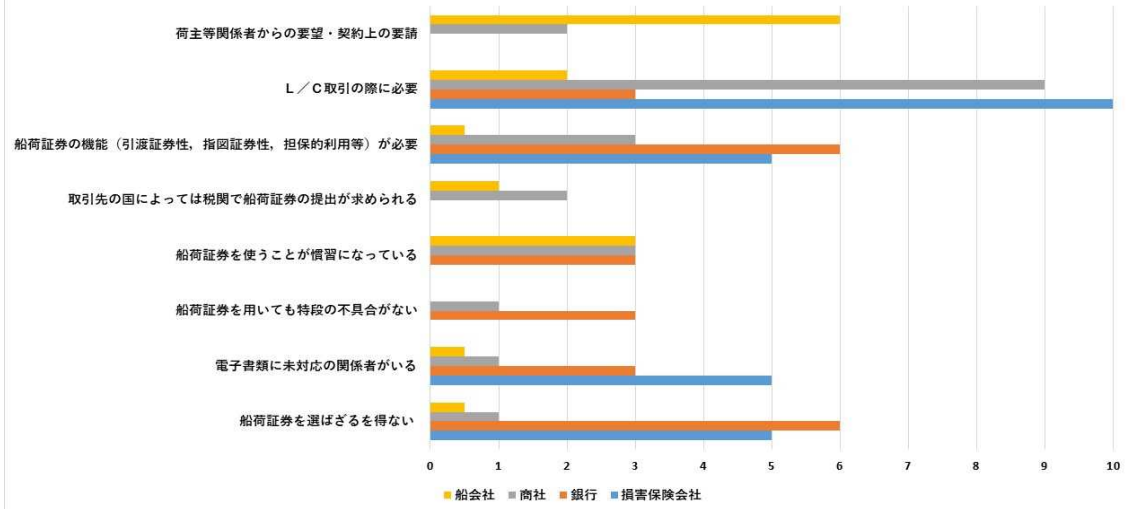
Bolero等のサービスを利用した規約型の「電子式船荷証券」の利用を試みたが断念した旨の回答の例

- ・関係者から発行の依頼を受けたが、他の関係者との間の契約上受け容れられず、発行を見送った。
- ・利用を検討しているが、実用に至っていない（理由不明）。

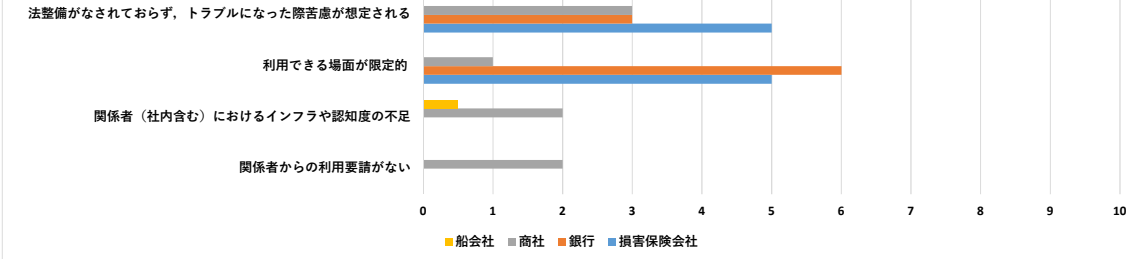
その他の回答の一例

- ・船荷証券が原則であるが、アジア航路に関しては、船荷証券の遅着問題に対応するため、サレンダーB L の利用を許容している。
- ・裏書不要の取引（親子会社間の売買等の転売を予定してない場合等）は海上運送状を利用する。

紙媒体の船荷証券を利用する理由として明示されていた回答の例



Bolero等サービスを利用した規約型の「電子式船荷証券」を利用しない理由として明示されていた回答の例



Bolero等のサービスを利用した規約型の「電子式船荷証券」の需要に関する回答の例

